

ホーム > 消費・安全 > 家畜の病気を防ぐために > その他の家畜の疾病情報

米国における乳牛の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/other_diseases.html

Q&Aも掲載

米国における牛のHPAIウイルス感染の状況を教えてください。

2024年3月、米国カンザス州及びテキサス州の乳牛においてHPAIウイルス（H5N1亜型）の陽性が確認され、その後、複数の州の農場（すべて乳牛）で感染が確認されています（2024年7月5日時点で、12州140農場）。

※ 最新の状況は、米国農務省（USDA）ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.aphis.usda.gov/livestock-poultry-disease/avian/avian-influenza/hpai-detections/livestock>

牛はどのように感染したのですか。

野生の渡り鳥がウイルスのもともとの由来と考えられていますが、米国におけるこれまでの調査では、牛の移動によって感染したケースも確認されています。

乳牛では、乳中に多くのウイルスが検出されることから、搾乳作業を介したウイルスが伝播すると考えられています。一方、呼吸器サンプルからは高濃度のウイルスは検出されておらず、呼吸器を介した感染は主要な感染経路ではないと考えられています。

また、州間伝播は乳牛の個体移動によるもの、酪農場間伝播は搾乳作業に加えて、作業車、牛の運搬車などによる可能性があると考えられています。

ウイルスは野鳥や家きんのインフルエンザウイルスと同じですか。

乳牛から検出されるウイルスは、H5N1亜型（clade 2.3.4.4b）のHPAIウイルスであり、野鳥や家きん（稀に野生ほ乳類）から検出されるウイルスと同じグループです。

これまでの解析結果によると、人への感染性を上昇させるような遺伝子変異は見られていないということです。

一方でウイルスの遺伝子解析の結果から、これまでに酪農場から家きん農場への伝播事例

米国では牛での感染拡大防止のためどのような対策がとられていますか。

2024年4月24日付け連邦命令により、4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛にHPAI検査を行うことが義務付けられました（と畜場へ直行する牛は検査の対象外）。

USDAでは、感染牛は致死性ではなく回復することから、感染牛や牛群の殺処分は必要ではないとしており、感染牛は他の牛群から隔離されているということです。

その他、牛の移動は可能な限り控えること、臨床症状を示す牛は農場から移動させないこと、農場に出入りする牛は30日間隔離すること、牛を移動させる場合は健康な牛に限ること等が推奨されています。

牛乳や乳製品の流通に影響があるでしょうか。

米国食品医薬品局（FDA）及びUSDAによれば、市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されていること、また病気の牛に由来する乳は市場に出荷されないことから、市場における乳の供給は安全性が確保されているとしています。また、現時点で乳牛における感染は非常に限定的であり、牛乳・乳製品の供給や価格に大きな影響はないとしています。

なお、FDAでは、市場に流通する牛乳や乳製品のサンプル調査を行っており、HPAIウイルスの断片は検出されていますが、ウイルスは検出されておらず、加熱殺菌が有効であるとしています。

肉用牛の感染事例はあるのでしょうか。

米国では、これまでのところ肉用牛の感染は確認されていません。

USDAでは、と畜場において病気の牛が食用に供されないよう検査が行われており、牛肉の安全性は確保されているとしています。

なお、USDAでは、市場のひき肉サンプルの調査を行っており、これまでウイルスは検出されていません。

2023～2024年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの疫学調査結果のポイント

〈注〉赤字は新たな知見・提言

発生事例から得られた知見	気を付けていただきたいこと〈提言〉
（１）重点対策期間 ○今シーズンは10月4日にカラスで陽性例が確認されており、それ以前ウイルスが持ち込まれていたとみられる。 ○今シーズンの家きん発生のピークは11月及び1月、野鳥感染では11月であり、過去も同様。	➤ 特に11月～翌年1月までは重点対策期間として対策を徹底。 ➤ 渡り鳥の渡来及び北帰行の時期が異なる地域では地域の実情に応じ期間を設定。
（２）農場・家きん舎への人・物を介したウイルス侵入防止 ○今シーズンの発生数の減少については、複数の要因が考えられる中、昨シーズンを受けた生産者の飼養衛生管理の向上も寄与していると考えられる。 ○他方、発生農場では基本的な飼養衛生管理が十分実施されておらず、消毒・行為等の不備により人を介してウイルスが持ち込まれた可能性のある事例、鶏舎の壁の穴・防鳥ネット設置の不備等により、野鳥等を介してウイルスが持ち込まれた可能性がある事例があった。また、家保への定期報告とも齟齬がある事例が見られた。	➤ 家保やかかりつけ獣医師等の有識者の第三者の視点や、<u>飼養衛生管理支援システム</u>も利用しながら、<u>自らの農場の飼養衛生管理基準の順守状況を正しく理解・評価し</u>、様々なところにウイルスの侵入リスクがあることを念頭に置いて衛生管理の向上に努める。 ➤ <u>改善指導した家保は、指導のみで終わらせることなく、飼養者による改善措置が確実に実施されたことを確認する。この際、期限を設けて写真等とともに改善報告させることも有効。</u>
（３）既発農場における対策 ○2例目（茨城県）、4例目（鹿児島県）で昨年の発生農場において再発。再発農場では、<u>経営再開時に衛生対策・施設の改善が確認されているものの、継続的な飼養衛生管理が行われていないと考えられる点がみられた。</u> ○過去、本病の発生があった農場・周辺地域は、既に本病が発生する環境要因がそろっており、本病の発生リスクが特に高い地域であることを認識する必要。	➤ <u>飼養者は（２）の取組を通じ、飼養衛生管理基準の順守状況を正しく理解・評価することが求められる。</u> ➤ <u>都道府県においては、これらの農場・周辺地域の農場の飼養衛生管理の状況を確認するとともに、（２）の取組も用いつつ、シーズンを通じて飼養衛生管理の実効性が担保されるよう、重点的に指導することが重要。</u>

発生事例から得られた知見	気を付けていただきたいこと＜提言＞
（４）農場周辺の水場・環境での野鳥・野生動物対策 ○発生農場の近隣では水場が多く観察されたほか、有機肥料工場がある事例や、餌に誘引されたカラスが上空を飛んでいる事例があった。 ○野生動物の生息に適した雑木林等がある事例も多かった。	➤農場周辺のため池等の水抜きや、周辺施設においてカラス等の野鳥を誘引する状況を作らないなど、<u>地域が一体となった対策の実施。</u> ➤農場においても、<u>家さん舎及び堆肥舎での防鳥ネット等の適切な使用、餌タンク等の清掃、集卵ベルトのシャッター設置、死体・廃棄卵の適切な処理等が重要であり、<u>デグス等の効果的な使用も追加対策として有効。</u></u>
（５）早期通報の徹底 ○死亡増加の始まりから通報まで数日を要した例では4例中3例で環境材料においてウイルスを検出、それ以外の例では7例中1例でウイルスを検出した。 ○早期発見・早期通報は周辺農場へのまん延リスク低減対策としても重要。	➤<u>都道府県は、まん延リスクを減らすため、飼養者に対し早期発見・早期通報の徹底を指導するとともに、飼養者は毎日健康観察を適切に行い、異状を確認次第家保に通報。なお、特定症状を示している場合は他の伝染性疾病が疑われる場合であっても、速やかに家保に通報しなければならない。</u> ➤<u>防疫作業における優良事例の共有、作業者の育成を行うとともに、<u>殺処分対象羽数を減らすための分割管理の推進。</u></u>
（６）情報収集・調査研究 ○我が国へのHPAIの侵入リスクの予察及び低減のためには、海外の発生状況、国内の感染状況の調査・監視が重要。	➤海外の発生状況や国内の家さん・野鳥に由来するウイルスの遺伝子解析等を実施。 ➤<u>じん埃、ハエ等を介した侵入リスクの検証を実施。</u>
（７）その他 ○2024年3月以降、米国において乳牛におけるHPAIの感染が確認されている。米国から日本への生体牛の輸入は2003年以降停止されており、感染牛が日本に入ることはない。	➤牛の飼養農場においてはHPAIVに限らず、野鳥等からの感染防止のため、基本的な飼養衛生管理の徹底を図ることが重要。都道府県は、飼養牛に乳量の減少、食欲低下等が見られた場合には、隔離の上家保等に連絡するよう指導するとともに、原因が特定されない場合には、HPAIの可能性も考慮する。